

## ○鶴岡市建設工事関連業務委託低入札価格調査制度取扱要領

(目的)

**第1条** この要領は、建設工事関連業務委託（以下「業務委託」という。）の発注において、鶴岡市低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の対応について定めるものとする。

(低入札価格調査の内容)

**第2条** 当該業務委託を所管する課長（以下「所管課長」という。）は、要綱第4条により落札の決定が保留となった場合は、要綱第5条各号について、当該入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により次に掲げる事項について調査を行い、その結果を鶴岡市低入札価格契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）に報告するものとする。

(1) その価格により入札した理由(必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。)

- ア 直接人件費及び工数の妥当性
- イ 発注業務仕様（市積算）との整合性

(2) 業務計画等の妥当性

- ア 業務計画書の妥当性（発注業務仕様との整合性）
- イ 担当技術者の妥当性（資格、経験、実施能力）
- ウ 従業員配置計画の妥当性
- エ 外注計画の妥当性

(3) 過去の業務履行実績

(4) 経営及び信用状況(金融機関、保証会社等への照会)

(5) その他必要な事項

(数値的判定基準)

**第3条** 要綱第6条第2項の数値的判定基準は、業務の種類ごとに、当該入札者の積算内訳書において計上されている次に掲げる各経費の額のいずれかが、予定価格算出の基礎となった当該経費の額に当該経費の区分に応じて定める率を乗じて得た額（以下、「判定基準額」という。）に満たない場合とする。

ただし、入札金額が各経費ごとに定める判定基準額の合計金額以上である場合は、この限りではない。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費 80 パーセント
  - イ 諸経費（間接測量費と一般管理費等の合計額）相当額 35 パーセント
- なお、測量調査費が含まれる場合は、当該業務部分について第3号を適用する。

(2) 地質調査業務

- ア 直接調査費と間接調査費の合計額 75 パーセント
  - イ 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 30 パーセント
- なお、解析等調査業務費が含まれる場合は、当該業務部分について次号を適用する。

(3) 土木設計業務

- ア 直接人件費の額 80 パーセント
- イ 直接経費の額 80 パーセント
- イ その他原価の額 60 パーセント
- ウ 一般管理費等の額 20 パーセント

(4) 建築設計業務（工事監理業務を含む。）

- ア 直接人件費の額 90 パーセント
- イ 技術経費の額 20 パーセント
- ウ 諸経費相当額 35 パーセント

(5) 補償調査業務（工事損失調査業務を含む。）

- ア 直接人件費の額 80 パーセント
- イ 直接経費の額 80 パーセント
- イ その他原価の額 60 パーセント
- ウ 一般管理費等の額 20 パーセント

2 要綱第3条第6項により調査基準価格を算定した場合の前項第3号及び第5号に定める数値的判定基準は次のとおりとする。

- (1) 直接業務（人件）費の額 90 パーセント
- (2) 技術経費の額 20 パーセント
- (3) 諸経費（業務管理費と一般管理費等の合計額）相当額 35 パーセント

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に公告された建設工事関連業務委託に係る低入札価格調査については、なお従前の例による。